

# 岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和31年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、 <u>法第115条の2</u> の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	(修正の動議) 第17条 修正の動議は、その案を備え、 <u>法第115条の3</u> の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、4人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
2	(所管事務等の調査) 第67条 [略] 2 前項の規定は、議会運営委員会が、 <u>法第109条の2第4項</u> に規定する調査を行う場合について、準用する。	(所管事務等の調査) 第67条 [略] 2 前項の規定は、議会運営委員会が、 <u>法第109条第3項</u> に規定する調査を行う場合について、準用する。
備考	改正部分は、下線の部分である。	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年3月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

## 理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。